

社会保険労務ニュースレター

今回のテーマ： 2016年1月以降の給与計算実務留意事項

年末調整、法定調書と慌ただしい時期が過ぎ、給与実務担当の方はほっと一息つかれた頃ではないでしょうか。今年1月より、所得税法の改正等により給与計算実務上留意すべき事項がいくつか生じています。影響が大きいと思われる項目につき、改めてご紹介いたします。

国外居住親族に係る扶養控除等の適用

- ① 給与等の源泉徴収において、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は「親族関係書類」を源泉徴収義務者に提出又は提示しなければならないこととなりました。
- ② 給与等の年末調整において、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は「送金関係書類」を源泉徴収義務者に提出又は提示しなければならないこととなりました。

源泉徴収義務者である会社としては、今年最初の給与を支払う前に①を回収する必要があるため、当該社員の今年度年末調整を行う前に②を回収する必要があります。②については出国等により年の途中で年末調整をする必要がある場合も含まれますのでご注意ください。

※上記参考情報：国税庁 HP「平成 27 年度税制改正に伴う所得税基本通達の主な改正事項について」

①②とも、書類の種類や書類に含むべき内容についての細かい規定があります。

以下の国税庁 HP が参考になります。社員様向け英語の案内もありますので、ご活用ください。

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/kokugai/index.htm>

社会保障・税番号（マイナンバー）制度導入に伴う対応

- ① 源泉徴収義務者が、今年1月1日以降に税務署に提出する申請書、届出書等には、源泉徴収義務者の法人番号（又は個人番号）を記載する必要があります。
- ② 源泉徴収義務者が、今年1月1日以降に給与所得者から提出を受ける扶養控除等申告書等には個人番号が記載されている必要があります。また源泉徴収義務者は、当該書類を受ける際に給与所得者本人の本人確認を行う必要があります。

ただし、②の取扱いについては今後の変更が予想されます。まずは国税庁の HP において、原則的には個人番号の記載省略はできないとしながらも、以下の但し書きが続きます。

給与支払者と従業員との間での合意に基づき、従業員が扶養控除等申告書の余白に「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨を記載した上で、給与支払者において、既に提供を受けている従業員等の個人番号を確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示するのであれば、扶養控除等申告書の提出時に従業員等の個人番号の記載をしなくても差し支えありません。

※国税庁 HP「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞FAQ→源泉所得税関係に関する FAQ1-9」より

また、昨年末に自民党から発表されました平成 28 年度税制改正大綱では、平成 29 年分以降の扶養控除等申告書等について、（給与等の支払者が）別途の記録を備えている場合には（申告書等の提出者は）個人番号の記載を要しない旨の記述があります。

制度の浸透に伴い、今後各省庁の対応も実務に即したものにシフトしていくと思われれます。

もう少し補足！

給与収入 1,200 万円超の場合の給与所得控除額上限が 230 万円となることにより、今年1月以降その月の社会保険料等控除後の給与等の金額が 100 万円以上の方について、所得税額が大きくなります。



Grant Thornton

An instinct for growth™

また、今年4月分より健康保険の標準報酬月額上限が現行の121万円から139万円に、標準報酬賞与額が現行の540万円から573万円（4月1日からの年度累計）に引き上げられる予定です。高所得者にとっては負担増となりますので、会社としてはせめて間違いのないよう手続きを進めていきたい所です。